

第3章 緑の将来像と基本方針

1. 計画の基本理念

本市は、市北部に位置する東部丘陵地や中心部を流れる天白川、岩崎川とそれらの川沿いに広がる農地、市街地の中でも自然を感じられる北高上緑地や赤池箕ノ手地区におけるイングリッシュガーデン風の植栽帯等、大都市近郊でありながら季節の移り変わりを感じられる空間を確保しつつ、持続発展していくため、利便性が高い良質な住環境を整備してきました。

本市特有の山林、農地、川といった“みどり”や“水”は、本市のかけがいのない宝であるといえる魅力であり、アンケート調査結果からも、市民が日進市に望むのは緑豊かなまちであることがわかります。また、旧計画策定後の平成23年度から平成30年度にかけて計4回実施した市民意識調査の結果において、居住地区の環境や日常生活に関する満足度を確認する設問では、満足度の高い項目として「池、川、森林など※自然があること」が常に1位であり、「田畑があること」が2位または3位であることから、“みどり”や“水”があることが、地域の環境や日常生活の満足度を高めています。

緑には、生物多様性の保全、都市景観の改善、防災・減災、レクリエーション、景観形成等、きわめて多くの機能を有して、市民の生活に豊かさをもたらしていますが、機能を十分に発揮するための維持管理が必要となる森林や公園が増大していること、農地においては、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化している等、様々な問題を抱えています。担い手不足や財政的な観点で立木竹地や草地が増えてしまえば、それらも緑ではあるものの、市民生活に豊かさをもたらす緑とは言えません。

市民生活に豊かさをもたらすためには、単に緑を増やすというよりも「緑の質」を高め、緑の持つ多面的機能を最大限に発揮できるようにすることが重要です。それには、緑があることで恩恵を受けることができるよう、市民と行政が一体となって緑と関わっていく必要があります。

そこで、本計画では「緑の質」の向上と「緑との関わり方」を深めていくことで、住みやすく魅力的なまちづくりを進め、市民生活の満足度を高める緑の豊かさを次世代へとつなげていくという思いをこめ、次の基本理念を設定します。

(本計画の基本理念)

みんなでつくろう 後世まで良質な緑で豊かさを感じられるまち にっしん

※本計画書では「等」を使用していますが、市民意識調査やその他計画等からの転記について、元の記述で「など」を使用している場合は、「など」を使用します。

2. 緑の将来像

本市の“みどり”や“水”は、長い年月をかけ、市民の生活を豊かにしている本市のかけがえのない宝です。

また、公園、緑地、街路樹や住宅における庭木、花壇、プランター、ハンギングバスケット等、市街地の魅力を高めるために創出した緑は、QOL（生活の質の向上）に貢献する身近な緑です。

限られた土地、人材、財源の中で、今後においても魅力的な緑づくりを推進していくことが、日進市都市マスタープランにおける将来都市像の実現の一助につながっていくものと考えます。

そこで、日進市都市マスタープランにおける将来都市像の実現に向けた令和12年までの本市の緑の将来像の構成を以下のとおりとします。

緑のゾーニング

■自然景勝ゾーン

本市の代表的な自然環境である東部丘陵地や御嶽山等、主に市北東部に形成された森林で、自然生態を保全し、後世に残していくゾーンであり、日進市都市マスタープランの「森林保全ゾーン」の実現の一助となるゾーン。

■農の憩いゾーン

天白川、岩崎川沿いに広がる一段の農地で、農作物の栽培、生息する生物の生育等により四季を感じ、農のある景観が市民に憩いを与えるゾーンであり、日進市都市マスタープランの「農地・農業振興ゾーン」の実現の一助となるゾーン。

■森林の憩いゾーン

三本木地区や本市南部に広がる森林で、木々が織りなす変化や生息する生物の生育等により四季を感じ、森林のある景観が市民に憩いを与えるゾーンであり、日進市都市マスタープランの「森林活用ゾーン」の実現の一助となるゾーン。

■緑化推進ゾーン

緑による豊かさが感じられるゾーンであり、日進市都市マスタープランの「市街地ゾーン」、「新市街地形成ゾーン」、「住宅団地ゾーン」の実現の一助となるゾーン。

■住宅緑化モデルゾーン

土地区画整理事業が進められている日進駅西地区で、民有地に緑を創出させ、市民により緑あふれるまちづくりを進めていくゾーン。

緑の軸

■水とみどりの軸

人や多くの動植物が共生し、本市の自然環境の骨格を形成する空間であり、安全安心に散策する中で自然に触れ合える環境軸。

緑の拠点

●レクリエーション拠点

愛知県口論義運動公園、日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園、日進市スポーツセンター及び東部丘陵地西部地区をレクリエーション拠点と位置づけ、愛知県口論義運動公園、日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては現在の機能維持及び利用増進を図り、東部丘陵地西部地区については公園等の整備を検討することで、レクリエーションニーズに応えることができる拠点。

●自然環境拠点

水晶山緑地、機織緑地、北高上緑地及び東部丘陵地西部地区を自然環境拠点と位置づけ、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共存する空間を創出し、自然環境の恩恵を享受することができる拠点。

●にぎわい・ふれあい拠点

「道の駅」及び「田園フロンティアパーク本郷農園」周辺地区をにぎわい・ふれあい拠点と位置づけ、「道の駅」の開駅を契機とし、市内全域の遊休農地の解消につながる優良農地の保全と農作物の地産地消の実現、さらなる市民間の交流や機能連携を図ることにより地域振興を促進し、持続的に市民が集い、交流できる場の形成を目指すことで、にぎわい・ふれあいをもたらす拠点。

●市街地緑化重点拠点

イングリッシュガーデン風の植栽をした市道赤池駅前線から市道赤池箕ノ手中央線の歩道植栽帯を市街地緑化の重点拠点と位置づけ、市内の歩道植栽帯の中で重点的に四季折々の草花を楽しみながら歩けることができる拠点。

緑化推進

(赤池箕ノ手中央線のハンギングバスケット)



●水環境の拠点

岩藤新池を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を享受することができる拠点。

●水の拠点

愛知池を含めた周辺を水の拠点として位置づけ、水を活用した地域産業支援等の地域振興を図ることで、市民生活に豊かさをもたらす拠点。

緑化重点地区

市街化区域及び既存住宅地の緑は、街路樹や公園の整備のみならず、民間施設の草地や植栽帯等の緑化が大きく寄与しています。民間主体の質の高い緑のオープンスペースの促進を視野に入れ、市街化区域及び既存住宅地は全域を緑化重点地区に指定します。

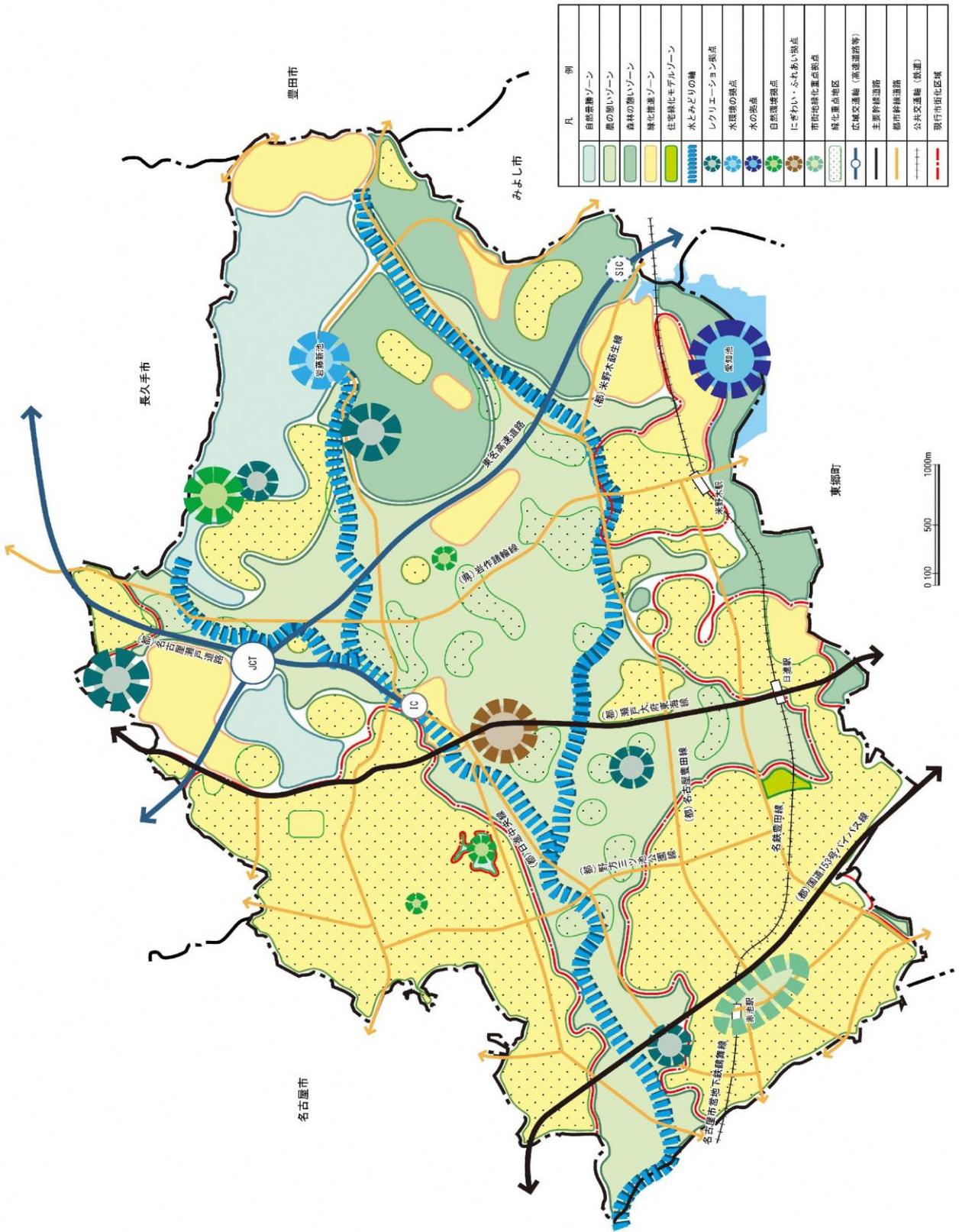


空地緑化



空地緑化

緑の将来像



3. 緑の基本方針

本計画の基本理念を踏まえた緑の将来像を目指すための緑の基本方針は、前章の「(5)計画の方向性」にて、本計画の取り組むべき方向性とした“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”、“緑の支援”に基づき、次のとおりとします。

また、“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”、“緑の支援”については、市民、緑の所有者や管理者、行政等が協働してその実践に努めていき、日進市都市マスタープランの都市づくりの基本目標「①快適性の高い持続可能な都市づくり」及び「⑤環境に優しい都市づくり」の実現につなげていくこととします。

基本方針1 “緑の保全”の方針

受け継がれる緑を後世に残すため“緑の保全”をしていきます

本市は、天白川や県土の骨格を形成する緑地である東部丘陵地といった自然と大都市近郊という地理的条件から、今日まで開発と保全の調和を図りながらまちづくりを進め、その結果、自然豊かで都市機能が充実したまちとして発展してきました。

こうしたまちづくりは、本市の歴史の歩みの中にあり、市民の豊かな生活を継続していくためには、今後においてもその歩みを進めていく必要があります。

しかし、水と“みどり”といった自然は、先人から受け継がれてきた本市の財産であり、今後のまちづくりを進めていくためにも重要な役割を果たすものであることから、後世にも引き継いでいく必要があります。

基本方針2 “緑の活用”の方針

豊かな生活環境を高めていくため“緑の活用”をしていきます

本市には多くの緑があり、緑が持つ様々な機能の恩恵を受けることで、生活環境が向上しています。

しかし、多くの緑があっても管理不全の状態が続くと、樹木の越境や雑草の繁茂等、日常生活を阻害する要因となるほか、生態系が変化する可能性もあります。

また、生態系が変化すれば、その修復には、長い時間や多くの費用が掛かる可能性があります。

そのため緑を管理することは重要であり、その実践が植生や地域特性等にあわせ、緑の活用をしていくことです。そして、その緑の活用こそが緑の質を高めていくことであり、緑の保全につながってきます。

基本方針3 “緑の創出”の方針

誰もが身近に感じられる質の高い“緑の創出”をしていきます

本市は、今後においても開発と保全の調和を図りながらまちづくりを進めていきます。その結果として、緑を減少させることもあることから、新たな緑を創出していくことも必要です。

緑の創出は、新たな公園や緑地といった公共施設の整備だけでなく、オープンスペースの活用や宅地の花壇やハンギングバスケットの設置、荒廃している立木竹地や草地を適切に管理する等、様々な手法があります。

特に緑化推進ゾーンや住宅緑化モデルゾーンに位置づけた地域は、他のゾーニングされた地域に比べ緑の量が少ないため、緑を創出していくことが必要です。

地域ニーズや地域バランスに応じた質の高い緑を創出していくことは、誰もが緑を身近に感じるようになる重要な取組です。しかし、それには緑を創出する土地等の所有者の協力が必要不可欠です。

基本方針4 “緑の支援”の方針

みんなで“緑の支援”をしていきます

良質な緑を後世に残していくためには、緑の適切なメンテナンスや、緑の多様性を維持するための配慮等の、“緑の支援”が必要不可欠です。

市民、緑の所有者や管理者、行政の協働による“緑の支援”を行うためには、緑の恩恵を受けている者全てが、“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していくことが必要です。

後世まで良質な緑を残していくためには、森林、農地はその所有者、公園は行政で対応するということが、財政的にも難しい状況があります。

したがって、緑の恩恵を受けている者全てが緑の担い手であるという意識を持ち、自分にできることは何があるかを考え、行動に移していくことが必要であり、その行動こそが、“緑の活用”、“緑の創出”となり、“緑の保全”につながってきます。



公園等愛護会向けの花作り会



公園等愛護会

4. 計画の目標

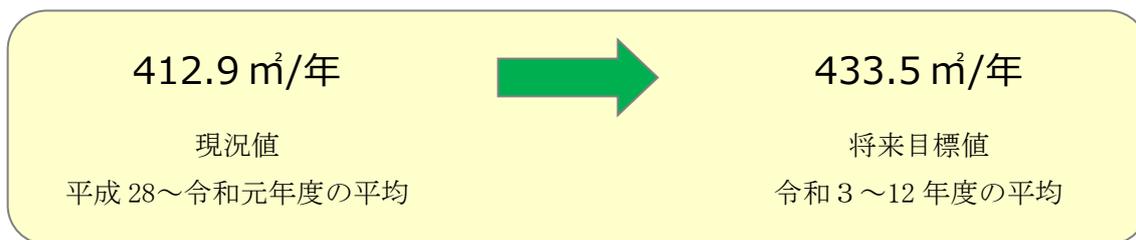
本計画を実施していくにあたり、その達成状況の評価指標として、計画目標年次である令和 12 年における目標を次のとおり設定します。

(1) 計画の達成状況を示す目標 (活動指標)

■ 市民の協力により創出する緑化面積

(対応する基本方針：緑の保全、緑の創出、緑の支援)

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用し、市民の協力によりオープンスペース等に緑を創出する 1 年当たりの面積を現況値の 1.05 倍にあたる 433.5 m²/年を目指します。



(参考：愛知県広域緑地計画)

◆ 緑地の確保や創出面積

年平均 43.8ha/年 ➡ 年平均 46ha/年 (550ha・2019～2030 年度)

※愛知県広域緑地計画では、樹林地の公有地化や都市公園の整備、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業による民有地の緑化等により、最終年度には現況値の 1.05 倍になるよう目指していると考えられます。

本市では、この愛知県広域緑地計画の目標値を参考にしつつ、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業のうち日進市都市緑化推進事業として事業化した緑化推進事業のみで現況値の 1.05 倍を目指します。



日進市都市緑化推進事業



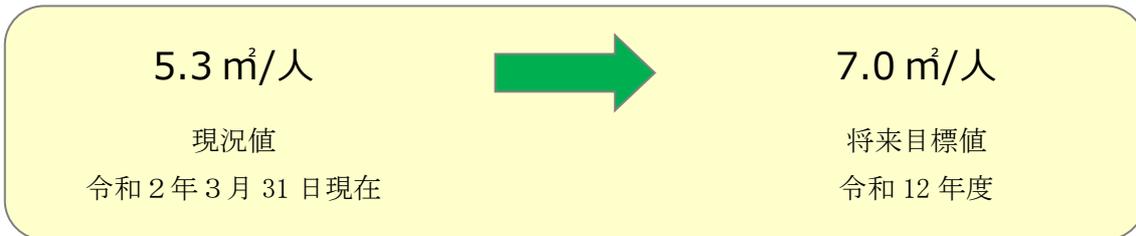
日進市都市緑化推進事業

■ 1人あたりの都市公園面積

(対応する基本方針：緑の保全、緑の活用、緑の創出、緑の支援)

都市公園法施行令第1条の2において、住民1人あたりの都市公園の敷地面積の標準は10㎡/人とされているため、将来的にはこの数値を目指すものです。しかし、改定前の計画の目標値である1人あたり7㎡/人が未達成であるため、引き続きこの数値を目標値とします。

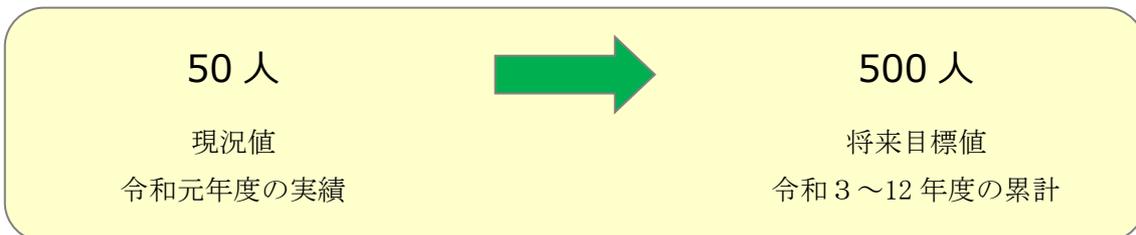
なお、今後の都市公園の整備については、ワークショップの開催により市民と協働で計画づくりを進めていくよう努めます。



■ 市民参加による緑づくり事業の参加人数

(対応する基本方針：緑の保全、緑の活用、緑の創出、緑の支援)

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（県民参加緑づくり事業）を活用し、市が主催する里山実践講座等の緑づくり事業に市民が参加する累計人数500人を目指します。



(参考：愛知県広域緑地計画)

◆ 県民参加緑づくり事業の参加人数

142,077 人（2011～2016 年度） ➡ 284,000 人（2019～2030 年度）

※愛知県広域緑地計画では、2011～2016年の6年間の累計人数を現況値とし、将来目標は現況値を維持するため、2019～2030年度の12年間の累計人数を現況値の2倍になるよう目指していると考えられます。

本市では、この愛知県広域緑地計画の目標値にあわせ、令和元年度1年間で50人の実績があったことから、令和3～12年度の10年間の累計人数を現況値の10倍を目指します。



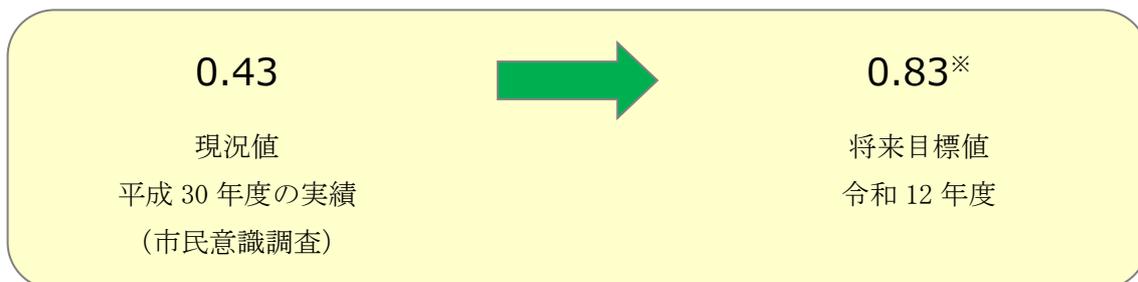
県民参加緑づくり事業

(2) 市民評価に関する目標（成果指標）

■緑化の推進に関する満足度

（対応する基本方針：緑の活用、緑の創出、緑の支援）

緑には、生物多様性の保全、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、多様な機能があり、日々の生活に豊かさをもたらす大変重要なものです。そこで、緑化の推進に関する満足度が増加することは、緑豊かなまちづくりが進められていると考えられることから、現況値の増加を目指します。



※0.83：平成 30 年度市民意識調査における満足度の最上位の数値

（参考アンケート）

- ◆問 あなたがお住まいの地区の環境や日常生活に関する項目（緑化の推進）について、あなたはどの程度満足していますか。また、どの程度重要と考えていますか。

満足度 [※]		
平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年
0.46	0.46	0.43

※満足：2点、まあ満足：1点、どちらともいえない：0点、
やや不満：-1点、不満：-2点で計算。2点に近いほど満足度が高い。

（平成 30 年度 市民意識調査 問 14（3））

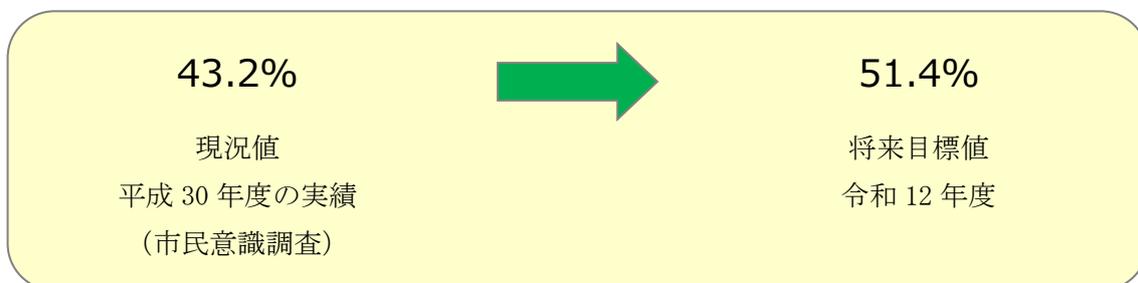


水晶山緑地

■ 自宅周辺の公園が利用しやすいと感じる市民の割合

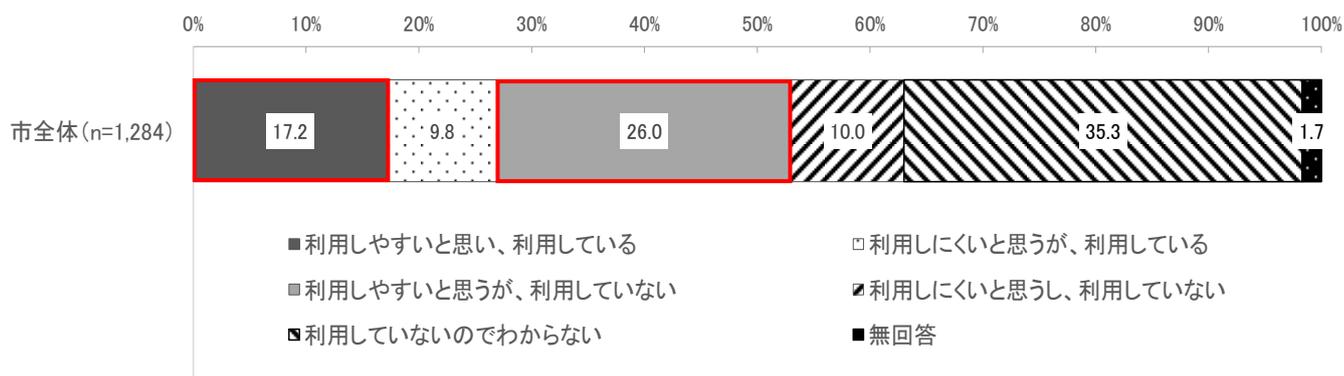
(対応する基本方針：緑の保全、緑の活用、緑の創出、緑の支援)

市民の憩いの場となる自宅周辺の公園が利用しやすいと市民が増加することは、適切な管理等により公園の質を高めていることが進んでいると考えられることから、自宅周辺の公園が利用しやすいと感じる市民の割合を現況値の 7.8% 増加を目指します。



(参考アンケート)

◆ 問 あなたの住まいの周辺の公園は、施設・遊具などが利用しやすいですか。また、よく利用しますか。



(平成 30 年度 市民意識調査 問 50)



三本木児童遊園



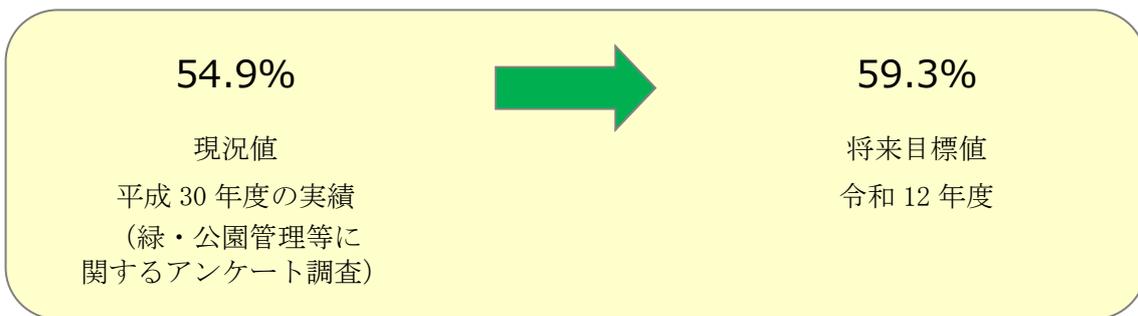
野方三ツ池公園

■自分が守りたい森林を保全していくために、必要な手入れ作業（下草刈り、間伐、清掃等）に参加したいと思う市民の割合

（対応する基本方針：緑の保全、緑の活用、緑の創出、緑の支援）

みんなで緑を守っていくためには、質の高い緑となるための手入れ作業に市民が参加することが必要であると考えられます。その活動に参加する市民の割合は、平成 24 年度の調査と平成 30 年度の調査を比べると 4.4%減少しています。

そこで、平成 24 年度実績まで戻すことを目標とし、現況値の 4.4%増加を目指します。



（参考アンケート）

◆問 自分が守りたい樹林・里山を保全していくために、必要な手入れ作業（下草刈り、間伐、清掃等）に参加したいと思いますか。

